

令和 3 年度
松本市社会福祉協議会
事 業 計 画 書

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会



|| 地域福祉課

○ 地域福祉推進事業（所管 21地区（生活福祉課所管分含む））

1 主要取組

（1）第4期地域福祉活動計画の策定と推進

令和3年度から5ヵ年計画で第4期地域福祉活動計画を策定し、地域の特色ある福祉活動が各地域ニーズに添って推進できるように、本会と市民や関係団体等との協働により、地域福祉活動を推進します。

ア 地域福祉推進会議による本会職員の一体的な地域福祉活動支援

本会の地域福祉関係5課（地域福祉課、生活福祉課、西部、四賀、北部各地区センター）で構成する地域福祉推進会議において、第4期地域福祉活動計画に基づいて一体的な取組みを進めます。

イ 本会が従来から取り組んできた、「だれもが安心して住み慣れた地域で生活できる社会」（地域共生社会）の実現を目指し、第4期地域福祉活動計画を推進します。

ウ 地区社協（支会）及び分会社協（町会）との協働と支援

（ア）地区社協及び分会社協の主体性を尊重し、協働して地域福祉活動を推進します。

（イ）地区社協が行う地域福祉活動に要する経費について、地域福祉活動推進支援事業による財政支援を行います。

（2）福祉啓発活動

事業内容や各地区における先進的な取組事例の紹介等、地域福祉に関する啓発活動を行います。

（3）福祉車両・車椅子等の貸出

一時的に通院や外出等、日常生活において車椅子の使用が必要な市民の福祉向上のため、福祉車両・車椅子等の貸し出しを行います。

2 事業概要

新 （1）第4期地域福祉活動計画の策定と推進

ア 第4期地域福祉活動計画の策定

イ 第4期地域福祉活動計画に基づく、地域との協働による地域福祉活動の推進

（2）地域福祉推進会議の運営

地域福祉関係課による地域福祉推進会議を隨時開催し、取組内容の検討と情報共有を行います。

(3) 住民の支え合いによる地域福祉の推進

- ア 地区社協(支会)及び分会社協(町会)が行う地域福祉活動を推進するための支援
各地区担当職員が、地区活動の方針「地区活動の見直しと推進 H30.9」に基づき、
それぞれの地域の特性を活かした地域福祉活動に地域と協働して取り組みます。
- イ 地域福祉活動推進支援事業の実施
 - (ア) 地区別地域福祉活動計画推進事業（地区課題の把握・解決事業）
 - (イ) 見守り安心ネットワーク事業（見守り・支え合い事業、マップ作成事業）
 - (ウ) 地域福祉活動拠点整備事業（地域ふれあい推進事業）
 - (エ) 地域ボランティア活動事業（ボランティア等人材育成事業）
 - (オ) 福祉の知識・意識向上活動事業（住民学習サポート事業）
 - (カ) 生活支援体制整備事業（住民主体事業）
- ウ ふれあい会食会事業への助成
- エ 敬老の日行事への助成
- オ 町会児童遊園整備への助成

(4) 福祉啓発活動

- ア 市社会福祉大会の開催
- イ 令和3年度編纂方針に基づく「社協まつもと(つむぎちゃん通信)」の発行
- ウ ホームページ・SNSによる情報発信
- 新 エ 本会公式キャラクター「つむぎちゃん」を活用した事業啓発
- オ 長野県社会福祉大会への参加

(5) 福祉車両・車椅子等の貸出

- ア 福祉自動車貸出事業
- イ 車椅子等貸出事業

(6) 関係福祉団体の運営及び支援

- ア 長野県共同募金会松本市共同募金委員会事業の推進
- イ 日本赤十字社長野県支部松本市地区事業の推進及び松本市赤十字奉仕団の育成
- ウ 松本市民生委員・児童委員協議会との連携（組織強化支援）
- エ 福祉団体への支援及び団体事務の効率化の検討

括 (7) 特殊詐欺被害防止対策

特殊詐欺による高齢者の被害が後を絶たず、さらに新型コロナウイルス感染症の
感染拡大に便乗した特殊詐欺被害が発生していることから、社協つむぎちゃん劇団
での啓発や、通所施設及び訪問サービス等の職員がチラシや注意喚起資材を活用し、
被害防止対策ガイドラインに基づき直接対話による注意喚起を行うとともに、ふれ
あいいきいきサロン等地域住民が集う行事等においても地区担当職員が注意を喚
起します。

(2) 児童センターで実施する事業

- ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施（18カ所）
- イ 一時利用事業の実施
- ウ つどいの広場事業の実施（15カ所）
- エ 休日つどいの広場事業の実施（芳川児童センターツどいの広場）
- オ 青少年の居場所事業の推進（あがた児童センター）
- 拡**
 - カ 児童による高齢者との交流など地域貢献活動
 - キ 自然とのふれあい事業
 - ク 保護者への子育て支援活動
 - ケ 地域と連携した児童館まつりの開催
 - コ 自主事業（各館の特性や地域性を活かした事業）の実施
 - サ ボランティア活動

○ 高齢者福祉及びプラチナセンター事業

1 主要取組

プラチナセンター事業として、高齢者が、いつまでも色あせることなく輝き続けながら、より充実した豊かな生活をするため、プラチナ大学や各種講座を開催し高齢者の生きがいづくりを推進します。

また、プラチナセンターを核とし、地域福祉活動と連動した高齢者の生きがい支援策等の検討を進めます。

2 事業概要

(1) プラチナセンター事業の推進

- ア 松本市プラチナ大学、生きがい講座の実施
- イ センターの利用団体の活動支援
- ウ 福祉入浴の実施

(2) 福祉団体の活動支援の推進

松本市高齢者クラブ連合会等への支援

○ 生活就労支援センター事業

1 主要取組

(1) 生活就労支援センター事業

コロナ禍等をはじめ、様々な要因により生活が困窮されている方の就労支援・相談支援で自立を支援するとともに、地域に潜在する困窮問題の早期発見と相談支援の強化を推進するため、関係機関と連携を図り、生活困窮者を支える体制づくりに取り組みます。

2 事業概要

拠 (1) 松本市生活就労支援センター（まいさぽ松本）の受託運営

- ア 生活困窮者の自立相談支援（ニーズの把握、自立支援計画の策定、関係機関との連絡調整等）
- イ 支援調整会議の開催（自立支援計画の適切性の協議、計画の共有・評価等）
- ウ 家計改善支援（相談者の家計状況の見える化、家計管理の意欲を高揚）

○ 地域包括支援センター事業

1 主要取組

(1) 地域包括支援センター事業

地域包括ケアシステム構築に向けて、受託する地域包括支援センターでは、地域住民の身近な地域の総合相談窓口としての役割を担うため、第1層生活支援コーディネーターによる地区での取組みや、認知症施策の推進、地域ケア会議等の開催を通じて、ネットワークの構築と介護予防を推進します。

2 事業概要

(1) 地域包括支援センターの運営

南部、南西部、西部地区の3地区の地域包括支援センターの運営

- ウ 通所型サービスA事業（介護予防教室）の運営（安曇・奈川・梓川）
- エ 中重度者ケア体制加算（梓川、波田）、個別機能訓練加算及び生活機能向上連携加算（波田）、サービス提供体制加算（5事業所）の取得
- オ 年間研修計画に基づく従事者研修会への参加（認知症対応向上、高齢者虐待防止、老人福祉施設職員研修等）
- カ 地域ケア会議等への参加

（4）障害者総合支援法事業所（西部ヘルパーステーション）

- ア 障害児・者居宅介護事業
身体介護、重度訪問介護の実施

四賀地区センター

○ 地域福祉推進事業（所管 2地区）

1 主要取組

（1）住民共生型の地域づくり

人口減少や人手不足を踏まえ、世代や分野を超えて、住民1人ひとりが「支え手」、「受け手」となり、住民が主体となって身近なところから暮らしや生きがいを創っていく「住民共生型」の地域づくりを進めます。

（2）しあわせを創る

ア 生きがいや安心への支援

住民一人ひとりの生きがいや健康、仕事、満足感や暮らしの安定など、人々のしあわせ創りの支援をします。

イ 地域資源を活かした居場所づくり

住民が気軽に使える場として、地域資源の活用や資源価値の変換など、創意工夫による居場所づくりを進めます。

ウ 生活支援サービスの実施

（ア）既存のささえあいサービスを継続実施します。

（イ）様々な主体、態様での生活支援を模索します。

（3）くらしの安心・安全をつなぐ

ア 地区生活支援員との連携による生活支援体制整備事業の推進

イ 住民の包括相談の実践

ウ 既存のネットワークを活用して見守り活動の推進

エ 身近なところでの災害時や日常の見守り体制の整備による安心安全な暮らしの担保（定着）

オ 特殊詐欺被害防止の実践

（4）若者やこども達の地域社会への参加

地域の小中学校との協働による社会福祉活動を実践するとともに、つどいの広場や保育園などの子育て世代の若者や子どもたちの地域への社会参加を醸成します。

（5）地域社会への貢献

地域の事業所として、介護保険部署と連携して専門職の知識や技能を活かし日常生活や体力づくりなどにおいて地域社会貢献に努めます。

2 事業概要

- (1) 空白地有償運送事業（補助金事業）
- (2) 高齢者等生活支援事業（受託事業）
- (3) 住民の生活課題、要望、意向の把握

拡 (4) 住民共生型の地域づくり

- ア 「まるごとヘルパー大作戦」の実践（食・移動）
- イ 小中学校との協働による子どもたちの社会参加への支援
 - (ア) 四賀小学校「四賀小ハローワーク」との連携
 - (イ) 会田中学校「暮らしのサポート」の協働推進

拡 (5) しあわせを創る

- ア 人が暮らすために必要な「体力・知力・心」をテーマにした講座等の開催
- イ 高年者の特技や技能、趣味を生かした、生きがい探しと仕事への支援
- ウ 町会を中心とした「いきいきサロン・えんがわ隊」の拡充
- エ 路線バスを活用したコミュニティサロンの実施
- オ ささえあい事業（かかわり隊、つながり隊、お届け隊、お仕え隊、えんがわ隊）継続
- (6) 高齢者サロン「ぷくぷくの家」の運営
- (7) 介護保険部署との連携による「高齢者元気づくり講座」の継続開催
- (8) 趣味や特技を共通とするグループの支援強化
- (9) 生活支援員による生活支援・介護予防のコーディネート
- (10) ボランティア事業（受給調整、講座開催、情報紙発行）
- (11) ボランティア組織の強化
- (12) ボランティア感謝祭の開催 11月14(日)
- (13) サマーチャレンジボランティアスクールの開催 7月3日(土)
- (14) 四賀小応援団への参画
- (15) 会田中コミュニティスクールへの参画
- (16) 四賀地区「福祉の集い」の開催 5月15日(土)
- (17) もしもの時の玉手箱事業の推進
- (18) 住民相談窓口の充実（心配ごと相談の開催）
- (19) 健康づくり・予防対策の推進
- (20) 民生児童委員協議会事務局
- (21) 福祉団体事務局
- (22) 赤い羽根共同募金活動
- (23) 日赤奉仕団事務局
- (24) 福祉車輛・車椅子貸出
- (25) 器具備品貸出

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

(1) 共通の取組み

ア 安定的な事業運営の推進

地区センター所管の3事業所において、地区センター内に設置した、「介護保険事業所経営戦略プロジェクト」を核として、地域住民や関係機関との連携を強化し、事業サービスの充実及び質の向上を図り、事業所の特色化を進め、個性豊かな事業所として、新規利用者の獲得や介護報酬の增收に努めると共に、新型コロナウイルス感染症を始め感染症等の防止対策を徹底し、健全かつ安定的な事業運営を推進します。

イ 事業所の資質向上と社会貢献

職員外部研修を実施するなど個々の知識・技能向上に努めます。また、地域に貢献することで事業所の企業価値、付加価値を高めます。

ウ 介護・障害事業所間とのネットワークの活用

地区内の介護、障害事業所との連携により、昨年度構築した緊急連絡網を活用し、非常時の体制強化に努めます。

エ 特殊詐欺被害防止への取組強化

3事業所の連携により利用者に寄り添ったサービスの提供を心がけ、日常の業務を通じ、特殊詐欺被害防止に努めます。

(2) 事業別取組み

ア 居宅介護支援事業

(ア) 地域福祉担当との連携により、地域で暮らし続ける為の支援を連動して行うことで、新規の困難ケースなどの積極的な受け入れ対応をします。

(イ) ケアプラン作成にあたり、サービス利用者としてではなく、生活者としての利用者の姿に目を向け、本人が生きがいを持って社会参加していくために、他職種との連携、情報共有を行い、質の高いケアマネジメントを実施します。

(ウ) 地区センターの他部署との協働体制により、主に介護予防などについて、支援専門員として学んだことを地域の住民に還元し、地域企業として地域貢献に努めます。

イ 訪問介護事業

(ア) 地域福祉事業との連携や地区外エリアへの事業拡大による利用者の獲得

(イ) 職員個々の技能向上とスキルアップ及び事業所の資質向上

(ウ) 地域包括ケアシステムへの参画

(エ) 地区センターの他部署と協働体制により、技能などについて地域住民に還元し、地域の一事業所として地域に貢献します。

ウ 通所介護事業

- (ア) 地域福祉事業との連携や地域住民との交流による利用者の獲得
- (イ) 質の高いサービスの提供
- (ウ) 地域包括ケアシステムへの参画
- (エ) 中重度利用者や介護予防利用者の拡大
- (オ) 地区センターの他部署と連携した地域企業としての地域貢献

2 事業概要

括 (1) 3事業運営

- ア 課内介護保険事業所経営戦略プロジェクトの運営
 - イ 新規利用者の獲得や介護報酬の增收の検討
 - ウ 感染症防止対策の徹底
- (2) 居宅介護支援事業所（四賀デイサービスセンター）
- ア 介護計画書・介護予防計画書の作成及び相談業務
 - イ 研修への参加・実施・技術修得
 - ウ 地域ケア会議への参加
 - エ 地域福祉事業への参加
 - オ 「高齢者元気づくり講座」の継続開催（営業強化）
 - カ 「介護保険事業所経営戦略プロジェクト」の推進
 - キ 「介護・障害事業所非常時ネットワーク」の活用
 - ク 特殊詐欺被害防止への事業所連携の強化

(3) 訪問介護事業所（四賀ヘルパーステーション）

- ア 近隣市町村の利用者の現状を把握しながら隣接地域の新規利用者の獲得
- イ 利用者の意向に合わせた訪問介護計画書の作成及びサービス提供
- ウ 研修への参加・実施・ミーティングの強化
- エ ケアマネジャー、医療機関、行政等との連携（利用者拡大）
- オ 地域ケア会議への参加
- カ 自立支援や重度化防止サービスのプランニング
- キ 地域福祉事業への参加
- ク 「高齢者元気づくり講座」の継続開催（営業強化）
- ケ 「介護保険事業所経営戦略プロジェクト」の推進
- コ 他事業所への訪問による利用者獲得
- サ 「介護・障害事業所非常時ネットワーク」の活用
- シ 特殊詐欺被害防止への事業所連携の強化

(4) 通所介護事業所（四賀デイサービスセンター）

- ア 年間無休（365日営業）
- イ 専門職による個別機能訓練の強化
- ウ 研修への参加・実施
- エ 農園・農場の運営（直営の無農薬の野菜や米を使用し栄養バランスの良い昼食の提供）
- オ 四賀小学校、会田中学校との連携によるサービス提供
- カ ケアマネジャー、医療機関、行政等他職種との連携（利用者拡大）
- キ 地域ケア会議への参加
- ク 消防訓練の実施（年2回）
- ケ 指定管理者制度に基づいたデイサービスの運営
- コ ユニットケアによる利用満足度の向上
- サ 自立支援、重度化防止サービスのプランニング
- シ 生活機能向上連携の実施（鹿教湯HP）
- ス 地域福祉事業への参加
- セ 「高齢者元気づくり講座」の継続開催（営業強化）
- ソ 職員のスキルアップ・研修の実施
- タ 「介護保険事業所経営戦略プロジェクト」の推進
- チ 他事業所への訪問による利用者獲得
- ツ 「介護・障害事業所非常時ネットワーク」の活用
- テ 特殊詐欺被害防止への事業所連携の強化
- ト 通所型サービスA事業（介護予防教室）の運営

|| 北部地区センター

○ 地域福祉推進事業（所管 3 地区）

1 主要取組

（1）地域福祉活動の推進

地域福祉課との連携により住民主体の地域福祉活動の推進・支援を行います。

（2）第4期地域福祉活動計画の推進

第4期地域福祉活動計画に掲げた取組みや、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業を推進します。

（3）地区社協の支援

役員の交代や高齢化等により、地区社協事業の推進体制が課題となる中、地区担当職員と連携して支援を行います。

（4）相談窓口としての支援

地域の方の困りごとや、取り組みたい事業についての相談を常に受け入れ、専門機関に繋ぐもの、本会が協力や支援できるもの、地域で解決できるものなどをコーディネートします。

（5）地域課題の多職種連携

介護保険事業を実施している北部地区センターの強みを活かし、地域ニーズについて多職種が連携し、一体的な支援が提供できるよう取り組みます。

（6）生活支援体制整備

令和4年度の所管地区への地区生活支援員配置に向けて、生活福祉課及び地域づくりセンターとの連携により、地区支援企画会議等を通じて体制整備を行います。

2 事業概要

（1）地区社協、町会、地区民児協、福祉ひろば等会議・事業参加

- 新** （2）第4期地域福祉活動計画の推進及び地区別地域福祉計画の推進支援（検討・見直し）
（3）「ボランティアルーム」の有効利用

ア ボランティアグループや障害者団体等の活動の拠点として活用

イ ボランティア養成などの講座や近隣地域の福祉活動に利用

- 拡** （4）地区社協が行う地域福祉活動の推進・支援

ア 町内の見守り・支え合いマップ作成

イ 町内の支え合いネットワーク事業

ウ 災害時に備えた助け合い体制づくり

エ 住民調査結果に対応した地区事業

（5）地域包括ケアシステム構築に向けた関係職員との連携強化

地域包括支援センターとの連携による（認知症対応型）オレンジカフェの立上げ

- (6) 生活福祉課との連携による有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」の実施
ア 地域ごとのニーズ把握
イ 地域における支え合いの仕組みづくりへの支援
- 新** (7) 生活福祉課及び地域づくりセンターとの連携による生活支援体制整備
(8) 北部福祉複合施設（ふくふくらいす）の管理運営

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

- (1) 居宅介護支援事業
ア 利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けたケアプランを作成し、そのプランに沿ったサービスが提供できるように多職種との連携・調整、情報共有を行います。
イ 利用者を支える介護者の負担軽減のサポートを行います。
ウ 利用者が自分らしい暮らしを住み慣れた地域で最期まで続けていかれるように、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
エ 介護支援専門員の資質向上を図るため、積極的に研修や勉強会へ参加します。
オ 介護保険制度改正に伴うケアマネジメントの資質向上と公正中立の確保、医療連携の強化を図ります。
- (2) 通所介護事業
ア 北部デイサービスセンター及び東部デイサービスセンターの2施設では、在宅で介護を必要とする高齢者を対象に、利用者及び家族からのニーズに沿ったサービスの提供に努め、利用者の心の安らぎ、孤独感解消、介護するご家族の負担軽減を図るなど、在宅福祉を推進します。
イ 利用者の自立支援と重度化防止を図るため、機能訓練の充実強化に取り組みます。
ウ 地域及び医療関係機関等との連携強化を図り、それぞれのニーズに対応した新規利用者の受入態勢を整備します。
エ 魅力ある施設運営に努め、積極的に利用者の確保を推進するとともに、職員配置の適正化を図りながら一層の安定経営に取り組みます。
- (3) 訪問介護事業
ア 在宅福祉推進のため各介護保険事業と一体的に事業展開を行います。
イ 安定経営に向けて利用者を確保するため、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援センターへの働きかけを一層推進し、連携強化を図ります。
ウ 訪問介護員の資質向上を図るため、研修会へ積極的に参加し安全・安心なサービスの提供に努めます。
エ 利用者への支援向上を図るため、ミーティングを隨時開催し、利用者情報の共有と職員間の意志疎通を図り、利用者との関係強化に努めます。

(4) 安全衛生管理活動の推進

北部地区センター安全衛生年間計画に基づき、介護職場における就労環境の改善及び職員の健康づくりに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策の徹底により、事業所の安全と衛生管理活動を推進します。

(5) 特殊詐欺被害防止への取組みの強化

3 事業所の連携を強化し、より利用者に寄り添ったサービスの提供に心がけ、特殊詐欺被害防止に努めます。

2 事業概要

■ (1) 居宅介護支援事業所（北部居宅介護支援事業所）

- ア 総合的な福祉事業を展開する本会の特性を活かした質の高いケアマネジメントの提供
- イ 介護支援専門員の資質向上のための研修及び事業所内外の情報交換・連携
- ウ 医療・介護等の多職種連携及び地域ケア会議等への積極的な参加
- エ 主任ケアマネジャーの育成強化
- オ 特定事業所加算(Ⅱ)の算定継続及び重度者(処遇困難者)への対応強化

(2) 通所介護事業所（北部デイサービスセンター・東部デイサービスセンター）

- ア 365日営業の実施
- イ ナイトケア事業の実施
- ウ 利用者の自立支援と重度化防止の推進
- エ 栄養士が作成したメニューによる栄養バランスの取れた食事の提供、季節や行事に合わせた食事及びおやつの提供
- オ 地域の小・中学校等との交流・連携強化と、地域包括ケアシステム構築への積極的な参加
- カ 職員の資質向上のため、年間研修計画に基づく研修会への参加（認知症対応の向上、OJT研修等）
- キ 施設内見学会の実施（地域住民、居宅介護支援事業所等）
- ク 介護負担軽減のため年2回の介護者教室の開催と、介護相談の実施
- ケ 中高生のボランティア及び職場体験の受け入れ実施
- コ 信大生及び専門学校生等の実習の受け入れ実施
- サ 医療系関係機関等へのPR強化と、増加する医療ニーズへの積極的な対応
- シ 車椅子浴、寝台浴を含む安心・安全な入浴の提供
- ス レクリエーションの充実
- セ 地域ケア会議への参加

- ゾ 生活機能向上連携加算に対応した個別機能訓練の充実強化（北部デイサービスセンター）
 - タ ケアマネジャーと連携し、個別メニューによるリハビリ実施による機能回復、維持（東部デイサービスセンター）
 - チ 地区公民館や地区保健センターとの積極的な交流・講演会等の推進（北部デイサービスセンター）、被災地体験講演、健康指導等
 - ツ 認知症対応型通所介護事業所の専属スタッフによるケア実施のPR強化、稼働率向上（北部デイサービスセンター）
 - テ 認知症対応型通所介護事業所の運営推進会議を6ヵ月に1回以上開催（北部デイサービスセンター）
 - ト 地域ボランティア部会との連携強化（東部デイサービスセンター）
- 拡** ナ 新規利用者確保による安定経営をめざし、居宅介護支援事業所への働きかけの強化と利用者への安全・安心を伝えるためのお便り等の活用促進（東部デイサービスセンター）

(3) 訪問介護事業所（北部ヘルパーステーション）

- ア サービス提供責任者の育成強化
 - イ 訪問介護計画書に基づく円満なサービス提供
 - ウ 訪問介護員の資質向上を図るための積極的な研修参加とミーティングの強化
 - エ ケアマネジャー、医療機関、行政等との連携及び支援会議への参加
 - オ 地域ケア会議への参加
 - カ 特定事業所加算Ⅱの算定継続
 - キ 実習生の受入れ実施
 - ク 障害者総合支援法対策事業（重度訪問介護事業）への対応
- 新** ケ 安定経営に向けた新規利用者の開拓促進と職員体制の見直し

拡 (4) 安全衛生管理活動の推進等

- ア 北部地区センター衛生委員会の毎月開催
- イ 介護職員の身体的負担軽減のための介護機器等の整備
- ウ 自衛消防訓練の実施（北部福祉複合施設と合同で年2回）

成年後見支援センター

1 主要取組

(1) 中核機関業務の推進

成年後見制度利用促進における中核機関の一部業務を受託し、管内2市5村と分担して専門職を加えた地域連携ネットワーク協議会を開催し、後見等開始の前後を問わず被後見人を支援する「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携を強化して協力する体制づくりを進めます。

また、中核機関の進行管理機能の役割の一つである市民後見人並びに法人後見支援員の養成について、継続したフォローアップ研修や実務実習を実施することで、市民後見人として活動する人材を育成し、家庭裁判所から後見人等に選任された場合は、市民後見人が安心して適切に後見活動を行えるよう、継続した支援を行います。

(2) 法人後見の受任

被後見人候補者について受任調整会議を実施して精査し、法人で後見人等を受任する必要がある事案は、受任することで認知症などの理由により判断能力が低下しても地域で継続して生活して行くことができるよう、法人として後見支援を行います。

2 事業概要

（1）中核機関業務の推進

ア 地域連携ネットワーク協議会（仮称）の開催

イ 進行管理業務

（ア）研修・講演会等による周知広報

- ・各研修会、学習会への職員派遣
- ・パンフレットの作成

（イ）相談窓口の設置

- ・2次相談機関として、医療機関、福祉関係者からの相談への対応
- ・アセスメントシートに基づく相談者の支援
- ・弁護士、司法書士による専門相談
- ・出張講演、相談会等の開催

（ウ）権利擁護アセスメントニーズの見極め

- ・ケース検討会に参加依頼があった場合等の対応

（エ）支援方針の検討

- ・2次相談機関として行政と推進

(オ) 日常生活自立支援事業からの移行検討

- ・必要に応じ日常生活自立支援事業からの移行調整

(カ) 任意後見監督人専任の助言

- ・任意後見監督人選任申立て時期の見極め
- ・任意後見監督人候補者の推薦

(キ) 申立てに関わる相談・支援

- ・円滑な申立て手続き実施のための支援

(ク) 適切な候補者推薦のための検討

- ・受任調整会議の開催（月1回）

(ケ) 市民後見人の養成・活動支援

- ・市民後見推進委員会の開催
- ・市民後見人材バンク登録者に対する実務実習
- ・市民後見人材バンク登録者に対するフォローアップ研修（年3回）
- ・市民後見人材バンク登録者に対する対人援助研修
- ・市民後見人の定期報告、業務相談への対応

(コ) チーム等支援会議コーディネート

- ・必要に応じて支援会議に参加

(サ) 親族後見人等への相談窓口

- ・成年後見人のつどいの開催（年1回）
- ・報告書等作成支援、助言

(シ) 家庭裁判所との連絡調整

(2) 法人後見の受任

ア 法人後見業務の実施

イ 法人後見支援員研修の開催

ウ 受任調整会議への出席